

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和12年12月31日まで)

秋 本 広 第 6 6 号  
令 和 2 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察ホームページ運用要領の制定について（例規）

秋田県警察におけるホームページについては、「秋田県警察ホームページの効果的な運用について（通達）」（平成14年1月16日付け秋本広第4号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、ホームページのリニューアルに伴い、別添「秋田県警察ホームページ運用要領」を制定し、令和2年3月27日から運用することとしたので、周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和2年3月26日をもって廃止する。

別添

## 秋田県警察ホームページ運用要領

### 第1 目的

この要領は、秋田県警察が秋田県行政情報ネットワーク利用端末（以下「行政ネット端末」という。）を使用してインターネット上に公開するホームページを組織的に管理、運用するために必要な事項を定め、ホームページ関連業務の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

#### 1 秋田県警察ホームページ

秋田県警察がインターネット上に公開するウェブサイトをいう。

#### 2 コンテンツ

秋田県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）上において提供するイメージデータ、音声データ及び文字情報をいう。

#### 3 秋田県警察ホームページCMS

県警ホームページに係るコンテンツ管理システムをいう。

#### 4 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティの維持を困難とする事案をいう。

#### 5 秋田県警察CSIRT

CSIRT対象インシデントに迅速かつ的確に対処するため秋田県警察に設置された体制をいう。

### 第3 管理・運用

1 警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、県警ホームページに関する事務を統括するものとする。

2 秋田県警察広報広聴に関する訓令（平成13年秋田県警察本部訓令第9号）第6条に規定する広報連絡担当者である次長等（以下「次長等」という。）は、自所属におけるコンテンツの作成及び管理を行うものとする。

### 第4 コンテンツ作成等

次長等は、コンテンツを作成又は更新しようとするときは、別に定めるところにより秋田県警察ホームページCMSを使用して行うこととし、インターネット上に公開したときは、内容が常に最新のものとなるように努めなければならない。

### 第5 安全対策

#### 1 組織的対策

(1) 広報広聴課長は、県警ホームページでの発信情報の安全対策に配慮するものとする。

(2) 広報広聴課長は、情報管理課長から県警ホームページに係る脆弱性情報を入手したときは、リスクを分析した上で、必要に応じて対策を講じなければならない。

#### 2 不正アクセス及び障害等に対する監視

(1) 次長等は、自所属が管理するコンテンツに対する不正なアクセス及び障害等の発見に努めるものとする。

- (2) 次長等は、県警ホームページに係る情報セキュリティインシデントを認知したときは、広報広聴課長、自所属の長及び秋田県警察C S I R Tに報告しなければならない。
- (3) 広報広聴課長は、県警ホームページにおいて情報セキュリティインシデントを認知した場合又はその旨の報告を次長等から受けた場合は、県警ホームページの公開を一時中断するなどの必要な措置を執った上で、原因究明、早期復旧及び再発防止に努めなければならない。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか県警ホームページの運用に関し必要な事項は、広報広聴課長が別に定めるものとする。